

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 42 R3
提出年月日	令和 3 年 12 月 27 日

加工施設の内部飛散物による損傷防護に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別 42 R2】の改訂版（R3）である。
改訂内容は以下のとおり。

- 用語の適正化として、「UF₆を取り扱う機器」を「UF₆を内包する機器」に修正した。
- 添付 1 において、【濃縮個別 47 設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表について】の修正内容を反映した（シリンダ置台の名称変更）。
- 添付 2 において、天井走行クレーンの構造強度等に係る準拠規格及び基準の一覧を「3. 準拠規格及び基準」として追加した。

※【濃縮個別 42 R2】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 申請対象と技術基準規則の関係	1
2.1 第3項の要求に係る設備	1
3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	2

添付1 申請対象設備の「技術基準規則 第14条 安全機能を有する施設 第3項」への
適合要否及び既認可からの変更について

添付2 変更内容に係る補足説明事項について

1. 概要

本資料は、第5回申請の【加工施設の内部飛散物による損傷防護に関する説明書】（以下「説明書」という。）において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

第5回申請において説明している内容は、技術基準規則に追加された要求事項である「技術基準規則 第14条 安全機能を有する施設 第3項」に基づく説明である。第5回申請における申請対象と技術基準規則の関係を以下に示す。

また、今回申請対象の設備の「技術基準規則 第14条 安全機能を有する施設 第3項」への適合要否、適合内容の既認可からの変更の有無等を添付1に示す。

なお、「技術基準規則 第14条 安全機能を有する施設 第1項、第2項、第4項」への適合については、【安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書】にて説明するものである。

2.1 第3項の要求に係る設備

「技術基準規則 第14条 安全機能を有する施設 第3項」の要求事項に対する設計において、防護対象となる機器はUF₆を内包する機器である。

本施設における防護設計においては、防護対象設備が想定される内部飛散物に対して必要な強度を有する設計とするのではなく、内部飛散物になり得る機器に対してUF₆を内包する機器の閉じ込め機能に影響を与えない設計（「構造強度を確保及び回転数の制限により内部飛散物とならない設計」、「UF₆を内包する機器と同じ部屋に設置しない」、「誘導電動機を駆動源とする小型ポンプの選定」）とすることから、当該条項の要求事項に該当する機器は内部飛散物となり得る機器であるクレーン、遠心分離機、送・排風機、ポンプとする。内部飛散物となり得る機器の選定及び防護方針を別紙1に示す。

上記のうち、第5回申請の対象設備は、搬送設備の天井走行クレーン、均質・ブレンディング設備のポンプ、液体廃棄物の廃棄設備のポンプ及び除染設備の排風機である。

天井走行クレーンについては、その落下の衝撃や飛散物となって貯蔵しているUF₆シリンダ類及び付着ウラン回収容器が破損し、UF₆が漏えいするのを防止するため、1 Gの地震力に対して天井走行クレーンが転倒して落下しない設計とする。

ポンプ類については、誘導電動機を駆動源とする小型のポンプを選定し、内部飛散物とならない設計とする。

排風機については、UF₆を内包する機器のある室には設置しない（除染室に設置）ことによりUF₆を内包する機器の閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とする。

なお、第5回申請の対象設備と類似した設備（ポンプ、排風機）を含む以下の事項については、第4回申請までで申請し認可済みである。

- 遠心分離機については、回転体が破損した場合においても機器の閉じ込め機能が確保される強度設計を行うことから内部飛散物とならない。また、遠心分離機の回転数を破壊評価試験で確認された回転数以下とするため、定格周波数を超えた場合に高周波インバータ装置を停止する「遠心機過回転防止機能」を設ける。
- 回転体を有する機器のうち、比較的大型の送・排風機については、UF₆を内包する機器が設置されていない室（中央操作棟の給気室、排気室）に設置するため内部飛散物となった場合においてもUF₆を内包する機器の閉じ込め機能に影響を与えない。
- ポンプについては、UF₆を内包する機器と同じ室に誘導電動機を駆動源とする小型のポンプを設置しているが、電源周波数が一定で、負荷が変動しても電流が変動するのみで回転速度は一定を維持し、オーバースピードとならないため、内部飛散物となることはなく、UF₆を内包する機器の閉じ込め機能に影響を与えない。また、各ポンプは通常運転時及び定期点検時において健全性を確認することにより、機器の損傷を防止する。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項
説明書での申請内容に関する補足説明を添付2に示す。

別紙 1

内部飛散物となり得る機器の選定及び防護方針について

1. 概要

本資料は、「技術基準規則第 14 条 安全機能を有する施設 第 3 項」に基づき、今回の申請対象機器のうち、内部飛散物となり得る機器が UF₆ を内包する機器の閉じ込め機能に影響を与えないことについて、詳細を補足説明するものである。

なお、本資料は、第 4 回申請時の補足説明資料に第 5 回申請時に示すとした天井走行クレーンの防護設計及び技術基準規則への適合の詳細を追記したものである。当該部を青字にて示す。

2. 内部飛散物となり得る機器の選定

本施設の機器のうち、「技術基準規則第 14 条 安全機能を有する施設 第 3 項」におけるクレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物となり得る機器を以下のとおり選定した（事業変更許可申請書において、対象物を別添 1 のとおり選定）。

2.1 クレーン

本施設のクレーンは、シリンダ類の搬送に用いる設備であり、このうち、UF₆ を内包するシリンダ類の上部に設置している天井走行クレーンを対象とする（ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の A～C ウラン貯蔵室の天井走行クレーン、1 号均質室、2 号発回均質室の天井走行クレーン）。

2.2 その他の機器

その他の機器としては、回転体を有する機器を対象とする（遠心分離機、送・排風機、ポンプ）。

2.3 配管

本施設において、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管はないため、配管は対象外とする。

3. 防護設計及び技術基準規則への適合

3.1 天井走行クレーン

天井走行クレーンについては、その落下の衝撃や飛散物となって貯蔵している UF₆ シリンダ類及び付着ウラン回収容器が破損し、UF₆ が漏えいするのを防止するため、1 G の地震力に対して天井走行クレーンが転倒して落下しない設計とする（クレーンの落下防止

措置（第1類の地震力で落下しない設計）により、内部飛散物とならない設計）。

3.2 その他の機器

(1) 遠心分離機

「技術基準規則 第10条 閉じ込めの機能」の適合の説明に示すように回転体が破損した場合においても機器の閉じ込め機能が確保される強度設計を行うことから内部飛散物とならない。また、遠心分離機の回転数を破壊評価試験で確認された回転数以下とするため、定格周波数を超えた場合に高周波インバータを停止する「遠心機過回転防止機能」を設ける。

(2) 送・排風機

回転体を有する機器のうち比較的大型の送・排風機は、UF₆を内包する機器が設置されていない室（中央操作棟の給気室、排気室）に設置するため内部飛散物となった場合においてもUF₆を内包する機器の閉じ込め機能に影響を与えない。

(3) ポンプ

本施設において、UF₆を内包する機器と同じ室に誘導電動機を駆動源とする小型のポンプを設置しているが、電源周波数が一定で、負荷が変動しても電流が変動するのみで回転速度は一定を維持し、オーバースピードとならないため、内部飛散物となることはなく、UF₆を内包する機器の閉じ込め機能に影響を与えない。また、各ポンプは通常運転時及び定期点検時において健全性を確認することにより、機器の損壊を防止する。

【事業変更許可申請書（2017年5月17日許可）における記載内容】

- 事業変更許可申請書において、内部飛散物になり得る機器として天井走行クレーン、遠心分離機、ポンプ（回転機器）を対象として選定。

（添付書類五 5-93 ページ）

（へ）内部飛来物に対する考慮

本施設は、クレーンその他の機器の損壊に伴う飛散物により、UF₆を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわないように、以下の対策を講じる。

（1）天井走行クレーン

天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、以下のとおりとする。ウラン貯蔵・廃棄物建屋内のA～C ウラン貯蔵室の天井走行クレーン、1号均質室、2号発回均質室の天井走行クレーンは、その落下の衝撃や飛散物によって貯蔵しているUF₆シリンダ類及び付着ウラン回収容器が破損し、UF₆が漏えいするのを防止するため、第1類の地震力に対して天井走行クレーンが落下しない設計とする。

（2）遠心分離機

遠心分離機については、回転体の破損による衝撃力に対して、閉じ込め性を損なわないように、ケーシングの肉厚を確保し、必要な強度を持たせる設計とする。

（3）ポンプ（回転機器）

本施設内に設置している回転機器には送風機、排風機、ポンプ類があり、送風機及び排風機については、UF₆を取り扱う機器のある室には設置しないことにより、損壊に伴う回転体の飛散物によって他のUF₆を取り扱う機器の閉じ込めの機能を損なわない設計とする。

また、UF₆を取り扱う機器のある室に設置しているポンプ類は小型とし、ポンプ類の損壊に伴う回転体の飛散物によりUF₆を取り扱う機器の閉じ込め機能に波及的影響を与えない設計とする。

添付 1

申請対象設備の「技術基準規則 第 14 条 安全機能を有する施設 第 3 項」への適合要否及び既認可からの変更について

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											第十四条第三項	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） -：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
76	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号一般バージ系コールドトラップ）	—	2	式	5	新設	非安重	第3類	—	内部飛散物になり得る機器（回転体内蔵機器又はUF ₆ を内包する機器の上部に設置される重量機器）でないため対象外とする。
79	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質槽	2号発回均質棟	6	基	5	既設	非安重	1G	—	同上
80	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号製品シリンドラ槽（加熱器なし）	2号発回均質棟	5	基	5	既設	非安重	1G	—	同上
81	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号製品シリンドラ槽（加熱器あり）	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	—	同上
82	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号原料シリンドラ槽	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	—	同上
83	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号サンプル小分け装置	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	—	同上
84	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号工程用モニタ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G	—	同上
85	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号局所排気装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
86	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	中間製品容器	1号発回均質棟 2号発回均質棟	45	本	5	既設	非安重	—	—	同上
87	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	主要配管（均質・ブレンディング系）	2号発回均質棟	—	式	5	既設	非安重	1G	—	同上
88	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	防護カバー	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	1G	—	同上
89	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質槽内圧力計	2号発回均質棟	6	台	5	改造	非安重	第3類	—	同上
90	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）	2号発回均質棟	12	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
91	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質槽内温度計	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
92	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質槽シリンドラ重量計	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
93	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	製品シリンドラ/廃品シリンドラ内圧力計（製品シリンドラ槽入口圧力計）	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
94	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	製品シリンドラ槽（F）内温度計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
95	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	製品シリンドラ槽シリンドラ重量計	2号発回均質棟	6	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
96	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	原料シリンドラ/廃品シリンドラ内圧力計（原料シリンドラ槽入口圧力計）	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
97	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	原料シリンドラ槽内温度計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											第十四条第三項	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） -：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
98	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	原料シリンダ槽シリンダ重量計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類	-	同上
99	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	サンプルシリンダ内圧力計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類	-	同上
100	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	加熱箱温度計	2号発回均質棟	1	台	5	既設	非安重	第3類	-	同上
101	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工用モニタHF濃度高によるUF ₆ 漏えい拡大防止のインターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
102	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽故障による均質槽加熱停止インターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	-	同上
103	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	-	同上
104	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質槽内圧力異常高による運転停止のインターロック (2号均質槽)	-	6	式	5	改造	非安重	第3類	-	同上
105	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号均質槽)	-	6	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
106	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	UF ₆ シリンダ類交換時の誤操作防止のインターロック (2号均質槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
107	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時のUF ₆ 漏えい防止インターロック (2号均質槽)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	-	同上
108	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号均質槽)	-	6	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
109	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号均質槽)	-	12	式	5	新設	非安重	第3類	-	同上
110	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
111	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	-	同上
112	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	6	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
113	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号製品シリンダ槽)	-	3	式	5	新設	非安重	第3類	-	同上
114	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
115	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	-	同上
116	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	重量異常高による過充填防止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
117	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号原料シリンダ槽)	-	1	式	5	新設	非安重	第3類	-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											安全機能を有する施設	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） -：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
118	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工程用モニタHF濃度高によるUF ₆ 漏えい拡大防止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
119	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	-	同上
120	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	サンプルシリンダ圧力異常高又は小分け装置温度異常高による加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	-	1	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
121	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	-	同上
122	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工程用モニタHF濃度高によるUF ₆ 漏えい拡大防止のインターロック（2号局所排気装置）	-	1	式	5	改造	非安重	第3類	-	同上
123	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時のUF ₆ 漏えい防止インターロック（2号局所排気装置）	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	-	同上
124	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系コールドトラップ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G	-	同上
125	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号減圧槽	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	-	同上
126	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系ケミカルトラップ（NaF）	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	1G	-	同上
127	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系ケミカルトラップ（Al ₂ O ₃ ）	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第1類	-	同上
128	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系ブースタポンプ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G	○	回転体を内蔵するポンプであるため対象とする。
129	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バージ系ロータリポンプ	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上
130	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	主要配管（均質バージ系）	2号発回均質棟	-	式	5	既設	非安重	1G	-	内部飛散物になり得る機器（回転体内蔵機器又はUF ₆ を内包する機器の上部に設置される重量機器）でないため対象外とする。
131	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質バージ系コールドトラップ内圧力計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類	-	同上
132	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質バージ系コールドトラップ内温度計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類	-	同上
133	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽内圧力計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類	-	同上
134	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽入口配管温度計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類	-	同上
135	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号均質バージ系コールドトラップ）	-	2	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
136	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号均質バージ系コールドトラップ）	-	4	組	5	新設	非安重	第3類	-	同上
137	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号均質バージ系コールドトラップ）	-	1	式	5	新設	非安重	第3類	-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											第十四条第三項	<p>【今回申請】欄</p> <p>○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの）</p> <p>△：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの）</p> <p>－：条文要求を受けないもの</p> <p>※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。</p>
138	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック（2号均質バージ系ロータリポンプ）	－	4	式	5	既設	非安重	第3類	－	同上
139-1	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	カバー	2号発回均質棟	－	式	5	新設	非安重	1G	－	同上
139-2	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	シート	2号発回均質棟	－	式	5	新設	非安重	第3類	－	同上
143	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	－	－	5	既設	非安重	－	－	同上
144	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 30B	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	－	－	5	改造	非安重	－	－	同上
145	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器	2号発回均質棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	21	本	5	改造	非安重	－	－	同上
146	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y置台（原料シリンダ（充填））	Aウラン貯蔵庫	228	組	5	既設	非安重	第1類	－	同上
147	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 30B置台	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	300	組	5	既設	非安重	第1類	－	同上
148	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y置台（廃品シリンダ（充填））	Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	750	組	5	既設	非安重	第1類	－	同上
149	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	中間製品容器置台	1号発回均質棟 2号発回均質棟	46	組	5	既設	非安重	第1類	－	同上
150	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器置台	2号発回均質棟	21	組	5	既設	非安重	第1類	－	同上
151	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（A）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	UF ₆ を内包する機器（シリンダ類）の上部に設置される重量物であるため対象とする。
152	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（B）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
153	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（C）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
154	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（D）	Aウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
155	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン（E）	搬出入棟	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											第十四条第三項	<p>【今回申請】欄</p> <p>○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの）</p> <p>△：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの）</p> <p>－：条文要求を受けないもの</p> <p>※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。</p>
156	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (G)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
157	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (H)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
158	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (I)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
159	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (J)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
160	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (K)	Bウラン貯蔵庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
161	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (L)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
162	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (M)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
163	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (N)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
164	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (O)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
165	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	天井走行クレーン (P)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
166	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	均質室天井走行クレーン	1号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
167	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	2号発回均質室天井走行クレーン	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
168	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬出入台車	ウラン貯蔵・廃棄物建屋	1	台	5	既設	非安重	第1類	－	内部飛散物になり得る機器（回転体内蔵機器又はUF ₆ を内包する機器の上部に設置される重量機器）でないため対象外とする。
169	核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	シリンダ搬送台車	ウラン濃縮建屋 ウラン貯蔵・廃棄物建屋	5	台	5	既設	非安重	第1類	－	同上
214	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	洗缶廃水貯槽	中央操作棟	4	基	5	既設	非安重	1G	－	同上
215	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	凝集槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G	－	同上
216	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	管理廃水処理脱水機	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G	－	同上
217	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	脱水ろ液タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G	－	同上
218	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	凝集槽送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G	○	回転体を内蔵するポンプであるため対象とする。

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											第十四条第三項	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） -：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
219	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	脱水機凝集液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G	○	同上
220	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	主要放射性廃水配管（高放射性廃水処理系）	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	1G	—	内部飛散物になり得る機器（回転体内蔵機器又はUF ₆ を内包する機器の上部に設置される重量機器）でないため対象外とする。
221	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	堰A	中央操作棟	—	—	5	既設	非安重	第2類	—	同上
222	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	堰B	中央操作棟	—	—	5	既設	非安重	第2類	—	同上
223	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	凝集槽液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
224	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	脱水ろ液タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
225	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	受入れ停止による漏えい防止機能（凝集槽）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	—	同上
226	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	受入れ停止による漏えい防止機能（脱水ろ液タンク）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	—	同上
227	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	分析廃水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
228	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1廃水調整ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
229	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
230	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第2反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
231	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	凝集沈殿槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
232	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	汚泥タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
233	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	凝沈処理水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
234	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	砂ろ過塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
235	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	管理廃水処理第1活性炭吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											第十四条第三項	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） -：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
236	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	マイクロフィルタ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
237	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器循環タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
238	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
239	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器逆洗タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
240	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過水pH調整タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
241	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器処理水タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
242	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	弗素吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
243	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ウラン吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
244	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	イオン交換樹脂塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
245	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	中和タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
246	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1処理水ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
247	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	再生廃液ピット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
248	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	脱ろ波ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	○	回転体を内蔵するポンプであるため対象とする。
249	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	分析廃水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上
250	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1反応タンク送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上
251	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	管理廃水処理脱水機送泥ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上
252	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	砂ろ過塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											第十四条第三項	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） -：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
253	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上
254	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	ろ過器逆洗ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上
255	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	弗素吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上
256	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1処理水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上
257	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	再生廃液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上
258	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	主要放射性廃水配管（低放射性廃水処理系）	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	第3類	—	内部飛散物になり得る機器（回転体内蔵機器又はUF ₆ を内包する機器の上部に設置される重量機器）でないため対象外とする。
259	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	概C	中央操作棟	—	—	5	既設	非安重	第2類	—	同上
260	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	概D	中央操作棟	—	—	5	既設	非安重	第2類	—	同上
261	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	分析廃水ビット液位スイッチ	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
262	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第1廃水調整ビット液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
263	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	汚泥タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類	—	同上
264	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（分析廃水ビット）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	—	同上
265	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（第1廃水調整ビット）	—	2	式	5	既設	非安重	第3類	—	同上
266	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	受入れ停止による漏えい防止機能（汚泥タンク）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	—	同上
267	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	手洗廃水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
268	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第2廃水調整ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上
269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	管理廃水処理第2活性炭吸着塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											第十四条第三項	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） -：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第2処理水ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	○	回転体を内蔵するポンプであるため対象とする。
272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	第2処理水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類	○	同上
273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	2号発回均質室廃水ビット1	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	内部飛散物になり得る機器（回転体内蔵機器又はIF ₃ を内包する機器の上部に設置される重量機器）でないため対象外とする。
274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	2号発回均質室廃水ビット2	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	2号発回均質室廃水ビット3	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	2号発回均質室廃水ビット4	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（管理廃水処理設備）	主要放射性廃水配管（非放射性廃水処理系）	中央操作棟 渡り廊下 2号発回均質棟	-	式	5	既設	非安重	第3類	-	同上
278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	液体廃棄物保管廃棄区画	中央操作棟	-	-	5	既設	非安重	第3類	-	同上
279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	液体廃棄物保管廃棄区画（IF ₃ ボンベ置台）	2号発回均質棟	58	基	5	既設	非安重	第3類	-	同上
280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水タンク	中央操作棟	1	基	5	撤去	-	-	-	撤去機器であるため対象外とする。
281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	撤去	-	-	-	同上
282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰（ホットランドリー室）	中央操作棟	-	-	5	撤去	-	-	-	同上
283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水配管	中央操作棟	-	式	5	撤去	-	-	-	同上
284	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（付着ウラン回収設備）	主要配管（IF ₃ 発生・供給系）（RE-2）	中央操作棟 1号発回均質棟 渡り廊下 2号発回均質棟	-	式	5	撤去	-	-	-	同上
285	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（付着ウラン回収設備）	主要配管（回収系）（RE-2）	中央操作棟 1号発回均質棟 渡り廊下 2号発回均質棟	-	式	5	撤去	-	-	-	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											安全機能を有する施設	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じて説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） ー：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
286	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（Aウラン濃縮廃棄物室）	Aウラン濃縮廃棄物建屋	—	—	5	既設	非安重	第3類	—	内部飛散物になり得る機器（回転体内蔵機器又はUF ₆ を内包する機器の上部に設置される重量機器）でないため対象外とする。
287	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（Bウラン濃縮廃棄物室）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	—	—	5	既設	非安重	第3類	—	同上
288	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（Cウラン濃縮廃棄物室）	使用済遠心機保管建屋	—	—	5	既設	非安重	第3類	—	同上
289	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（Dウラン濃縮廃棄物室）	使用済遠心機保管建屋	—	—	5	既設	非安重	第3類	—	同上
290	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（使用済遠心機保管室）	使用済遠心機保管建屋	—	—	5	既設	非安重	第3類	—	同上
291	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備（廃棄設備（区画））	固体廃棄物保管廃棄区画（Cウラン貯蔵室（使用済遠心機保管エリア））	ウラン貯蔵・廃棄物庫	—	—	5	撤去	—	—	—	撤去機器であるため対象外とする。
303	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	HPセンサ	中央操作棟 2号発回均質棟 1号発回均質棟 2号カスケード棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	30	台	5	新設	非安重	1G, 第2類	—	内部飛散物になり得る機器（回転体内蔵機器又はUF ₆ を内包する機器の上部に設置される重量機器）でないため対象外とする。
304	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタA	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類	—	同上
305	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタB	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類	—	同上
317	その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備（均質槽防護カバー内の感知器）	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	第3類	—	同上
318	その他の加工施設	非常用設備	温度センサ	2号発回均質棟 1号発回均質棟	22	台	5	新設	非安重	1G	—	同上
322	その他の加工施設	非常用設備	火災防護板	2号発回均質棟 1号発回均質棟	—	式	4,5	新設	非安重	第3類	—	同上
327	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	ハロンボンベ（2号中間室, 2号発回均質室用）	中央操作棟 渡り廊下	19	本	5	新設	非安重	第3類	—	同上
328	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	ハロンボンベ（1号均質室用）	1号発回均質棟	4	本	5	新設	非安重	第3類	—	同上
329	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	主要配管（ハロン消火系）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非安重	第3類	—	同上
330	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	二酸化炭素ボンベ（2号中間室用）	中央操作棟 渡り廊下	22	本	5	新設	非安重	第3類	—	同上
331	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	二酸化炭素ボンベ（2号発回均質室用）	中央操作棟 渡り廊下	25	本	5	新設	非安重	第3類	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											第十四条第三項	【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） －：条文要求を受けないもの ※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。
332	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	二酸化炭素ポンベ（1号均質室用）	1号発回均質棟	7	本	5	新設	非安重	第3類	－	同上
333	その他の加工施設	非常用設備（遠隔消火設備）	主要配管（二酸化炭素消火系）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	－	式	5	新設	非安重	第3類	－	同上
334	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物（ウラン濃縮建屋）	－	－	－	5	改造	非安重	第3類	－	同上
335	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物（ウラン貯蔵・廃棄物建屋）	－	－	－	5	改造	非安重	第3類	－	同上
352	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備	サンプル保管戸棚	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第2類	－	同上
358	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計A	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類	－	同上
359	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計B	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類	－	同上
360	その他の加工施設	洗缶設備	洗缶架台	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G	－	同上
361	その他の加工施設	除染設備	除染ハウス	中央操作棟	1	式	5	改造	非安重	第3類	－	同上
362	その他の加工施設	除染設備	除染排気処理装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類	－	同上
363	その他の加工施設	除染設備	除染排風機	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類	○	回転体を内蔵する排風機であるため対象とする。
364	その他の加工施設	除染設備	主要除染ダクト	中央操作棟	－	式	5	既設	非安重	第2類	－	内部飛散物になり得る機器（回転体内蔵機器又はUF ₆ を内包する機器の上部に設置される重量機器）でないため対象外とする。
365	その他の加工施設	除染設備	ドライクリーニング装置	中央操作棟	1	台	5	撤去	－	－	－	撤去機器であるため対象外とする。
366	その他の加工施設	通信連絡設備（所内通信連絡設備）	ページング装置	事務所、工場等	99	台	5	既設	非安重	第3類	－	内部飛散物になり得る機器（回転体内蔵機器又はUF ₆ を内包する機器の上部に設置される重量機器）でないため対象外とする。
367	その他の加工施設	通信連絡設備（所内通信連絡設備）	所内携帯電話	－	187	台	5	既設	非安重	第3類	－	同上
368-1	その他の加工施設	通信連絡設備（所内通信連絡設備）	業務用無線設備（アナログ式）	事務所、工場等	33	台	5	既設	非安重	第3類	－	同上
368-2	その他の加工施設	通信連絡設備（所内通信連絡設備）	業務用無線設備（デジタル式）	事務所、工場等	35	台	5	既設	非安重	第3類	－	同上
369	その他の加工施設	通信連絡設備（所外通信連絡設備）	緊急時電話回線	事務所	13	回線	5	既設	非安重	第3類	－	同上
370	その他の加工施設	通信連絡設備（所外通信連絡設備）	ファクシミリ装置	事務所等	4	台	5	既設	非安重	第3類	－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	今回申請	技術基準への適合に関する変更有無の考え方
											第十四条第三項	<p>【今回申請】欄</p> <p>○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの）</p> <p>△：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの）</p> <p>－：条文要求を受けないもの</p> <p>※本項は新たに追加された技術基準規則であるため、既認可における適合の説明はない。</p>
371	その他の加工施設	通信連絡設備（所外通信連絡設備）	携帯電話	－	29	台	5	既設	非安重	第3類	－	同上
372	その他の加工施設	通信連絡設備（所外通信連絡設備）	衛星電話	事務所、工場等	5	台	5	既設	非安重	第3類	－	同上
373	その他の加工施設	緊急時対策所	緊急時対策所（事業部対策本部室）	－	－	－	5	既設	非安重	第3類	－	同上
374	その他の加工施設	中央制御室	中央制御室	－	－	－	5	既設	非安重	第3類	－	同上
378	その他の加工施設	溢水防護設備	遮断弁	中央操作棟	－	式	5	新設	非安重	1G	－	同上
379	その他の加工施設	溢水防護設備	被水防護板	2号発回均質棟	－	式	5	新設	非安重	第3類	－	同上
380	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰（固定式）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 1号カスケード棟	－	－	5	新設	非安重	1G	－	同上
381	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰（着脱式）	中央操作棟	－	－	5	新設	非安重	1G	－	同上
382	その他の加工施設	竜巻防護設備	竜巻防護扉	2号発回均質棟	1	基	5	新設	非安重	第3類	－	同上
383	その他の加工施設	竜巻防護設備	竜巻防護板（A,B）	2号発回均質棟	2	基	5	新設	非安重	第3類	－	同上

添付 2

変更内容に係る補足説明事項について

設工認申請書	補足説明	備考																																																																																				
<p>1. 概要 本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第14条第3項に基づき、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物に対する防護措置について説明するものである。 本資料では、今回の申請におけるクレーン及び回転体を有する機器（排風機、ポンプ類）の損壊に伴う回転体の飛散物によるUF₆を内包する機器の損傷の防止について説明する。</p> <p>2. 基本方針 機器の損壊に伴う飛散物に対する考慮として、飛散物となり得るクレーンその他の機器に対する構造強度確保、配置上の考慮等の対策を講じることにより、UF₆を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計とする。</p> <p>3. 準拠規格及び基準 適用する規格、基準等を以下に示す。 ・クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号） ・クレーン構造規格（平成7年12月26日労働省告示第134号）</p> <p>4. 防護措置 (1) 天井走行クレーン ウラン貯蔵・廃棄物建屋内のA～Cウラン貯蔵室の天井走行クレーン、1号均質室、2号発回均質室の天井走行クレーンは、その落下の衝撃や飛散物によって貯蔵しているUF₆シリンダ類及び付着ウラン回収容器が破損し、UF₆が漏えいするのを防止するため、1Gの地震力に対して天井走行クレーンが転倒して落下しない設計とする。^{*1} <u>*1：天井走行クレーンの転倒による落下防止については、「加工施設の耐震性に関する説明書」に示すとおりである。</u>^(注1)</p> <p>(2) 排風機 排風機については、UF₆を内包する機器のある室には設置しない（除染排風機：除染室に設置）ため、損壊に伴う回転体の飛散物により他のUF₆を内包する機器の閉じ込めの機能を損なうおそれはない。</p> <p>(3) ポンプ類 UF₆を内包する機器のある室に設置しているポンプ類及び液体廃棄物の廃棄設備のポンプ類は誘導電動機を駆動源とする小型のポンプであり、電源周波数が一定で、負荷が変動しても電流が変動するのみで回転速度は一定を維持し、オーバースピードとならないため、内部飛散物となることはなく、UF₆を内包する機器の閉じ込め機能に波及的影響を与えるおそれはない。</p>	<p>(注1)「加工施設の耐震性に関する説明書」における評価項目及び評価結果を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1308 995 2297 1724"> <caption>機器の耐震重要度分類、評価項目（搬送設備）</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">設 備・機 器</th> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th colspan="4">評価項目（○：対象、－：対象外）</th> <th rowspan="2">収納する建物</th> </tr> <tr> <th>一次設計</th> <th>二次設計</th> <th>設計基準を超える条件に対する設計（1G）※1</th> <th>剛構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">搬送設備</td><td>天井走行クレーン（A）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（B）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（C）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（D）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（E）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（G）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（H）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（I）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（J）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（K）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（L）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> <tr><td>天井走行クレーン（M）</td><td>第1類</td><td>○</td><td>○</td><td>○：④</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	設 備・機 器	耐震重要度分類	評価項目（○：対象、－：対象外）				収納する建物	一次設計	二次設計	設計基準を超える条件に対する設計（1G）※1	剛構造	搬送設備	天井走行クレーン（A）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（B）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（C）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（D）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（E）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（G）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（H）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（I）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（J）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（K）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（L）	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン（M）	第1類	○	○	○：④	○	
設 備・機 器	耐震重要度分類			評価項目（○：対象、－：対象外）					収納する建物																																																																													
		一次設計	二次設計	設計基準を超える条件に対する設計（1G）※1	剛構造																																																																																	
搬送設備	天井走行クレーン（A）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（B）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（C）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（D）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（E）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（G）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（H）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（I）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（J）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（K）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（L）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																
	天井走行クレーン（M）	第1類	○	○	○：④	○																																																																																

設工認申請書	補足説明	備考																																																									
	<table border="1" data-bbox="1308 262 2291 415"> <tr> <td>天井走行クレーン (N)</td> <td>第1類</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○：④</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>天井走行クレーン (O)</td> <td>第1類</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○：④</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>天井走行クレーン (P)</td> <td>第1類</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○：④</td> <td>○</td> </tr> </table> <p data-bbox="1308 436 1427 468">(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="1308 478 2291 793"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備・機器</th> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th colspan="4">評価項目 (○：対象，－：対象外)</th> <th rowspan="2">収納する建物</th> </tr> <tr> <th>一次設計</th> <th>二次設計</th> <th>設計基準を超える条件に対する設計 (1G) ※1</th> <th>剛構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均質室天井走行クレーン</td> <td>第1類</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○：④</td> <td>○</td> <td>1号発回均質棟</td> </tr> <tr> <td>2号発回均質室天井走行クレーン</td> <td>第1類</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○：④</td> <td>○</td> <td>2号発回均質棟</td> </tr> <tr> <td>シリンダ搬入台車</td> <td>第1類</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> <td>○</td> <td>ウラン貯蔵・廃棄物建屋</td> </tr> <tr> <td>シリンダ搬送台車</td> <td>第1類</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>－</td> <td>○</td> <td>ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン濃縮建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1308 808 2291 1117"> ※1 設計基準を超える条件に対する設計においては、1Gの水平方向の静的地震力及び水平方向の1/2の大きさの垂直方向の静的地震力を用いる。 ①～⑥の番号は、「III-2 設備・機器の耐震計算方針」に示す応力評価を行う部位等の番号であり、以下のとおりである。 ① ボルトの応力評価 ② 脚部の応力評価 ③ 子台車又は搬送台車ストップの応力評価 ④ 機器の転倒評価 ⑤ 配管の応力評価 ⑥ 配管支持構造物の応力評価 ※2 建物の一部として評価している。当該堰を収納する中央操作棟の耐震性については、第1回申請にて認可済みである。 ※3 溢水防護堰（固定式、着脱式）は、本施設が設計を上回る地震力を受け、第1種管理区域内で溢水した水が所定の経路を通らず、建物外へ漏えいすることを防止するために設置するものであるため、1Gの水平方向の静的地震力及び水平方向の1/2の大きさの垂直方向の静的地震力を用いて評価する。 </p> <div data-bbox="1338 1144 2261 1327" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1338 1144 1537 1176">(4) 耐震性評価結果</p> <p data-bbox="1389 1192 2160 1224">計算の結果、各部位の応力は、以下の評価を除いて弾性域の許容応力以下である。</p> <p data-bbox="1389 1241 2249 1318">設計基準を超える条件に対する設計 (1G) において、2号均質槽の子台車転倒防止金具に発生する応力は、弾性域の許容応力を上回るが、塑性域の許容応力以下である。</p> </div>	天井走行クレーン (N)	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン (O)	第1類	○	○	○：④	○	天井走行クレーン (P)	第1類	○	○	○：④	○	設備・機器	耐震重要度分類	評価項目 (○：対象，－：対象外)				収納する建物	一次設計	二次設計	設計基準を超える条件に対する設計 (1G) ※1	剛構造	均質室天井走行クレーン	第1類	○	○	○：④	○	1号発回均質棟	2号発回均質室天井走行クレーン	第1類	○	○	○：④	○	2号発回均質棟	シリンダ搬入台車	第1類	○	○	－	○	ウラン貯蔵・廃棄物建屋	シリンダ搬送台車	第1類	○	○	－	○	ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン濃縮建屋	
天井走行クレーン (N)	第1類	○	○	○：④	○																																																						
天井走行クレーン (O)	第1類	○	○	○：④	○																																																						
天井走行クレーン (P)	第1類	○	○	○：④	○																																																						
設備・機器	耐震重要度分類	評価項目 (○：対象，－：対象外)				収納する建物																																																					
		一次設計	二次設計	設計基準を超える条件に対する設計 (1G) ※1	剛構造																																																						
均質室天井走行クレーン	第1類	○	○	○：④	○	1号発回均質棟																																																					
2号発回均質室天井走行クレーン	第1類	○	○	○：④	○	2号発回均質棟																																																					
シリンダ搬入台車	第1類	○	○	－	○	ウラン貯蔵・廃棄物建屋																																																					
シリンダ搬送台車	第1類	○	○	－	○	ウラン貯蔵・廃棄物建屋 ウラン濃縮建屋																																																					